

別表十二(十三)

「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特別修繕準備金の損金算入に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	法人名		
資産の種類及び名称	1				合計
前回の定期検査又は特別修繕の年月日	2	・	・	・	
期首特別修繕準備金の金額	3	円	円	円	円
当期特別修繕費を支出した場合による益金算入額	4				
積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合の益金算入額 ((3)-(4)-(6))と(24)のうち少ない金額)	5				
(4)及び(5)以外の場合による益金算入額	6				
計 (4)+(5)+(6)	7				
差引特別修繕準備金の金額 (3)-(7)	8				
当期積立額	9				
前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額	10				
同上の $\frac{3}{4}$ 相当額	11				
(11)-(8) (マイナスの場合は0)	12				
当期の月数 60又は72	13	—	—	—	—
(11)×(13)	14	円	円	円	円
積立限度額 ((12)と(14)のうち少ない金額)	15				
積立限度超過額 (9)-(15)	16				円
期末特別修繕準備金の金額 (8)+(9)-(16)	17				
貸借対照表に計上されている特別修繕準備金	18				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「9」欄</p> <p>特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の58第1項」※1又は「第68条の58第9項」※2</p> <p>② 「区分番号」欄：「10379」</p> <p>③ 「適用額」欄：「9」欄の金額(「15」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)</p> <p>※1 ※2に該当するもの以外</p> <p>※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合</p> </div>					
積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合 (23)× $\frac{\text{当期の月数}}{60}$	24				
平成23年12月改正法附則の規定による益金算入額の計算					
当期益金算入額の計算	25	平成	・		円
平成24年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日	25				
同上の日における特別修繕準備金の金額	26				円
当期の月数 120	27				
10年平均等取崩金額 (26)×(27)	28				円
同上以外の場合による益金算入額	29				
当期益金算入額 ((28)+(29))と(31)のうち少ない金額)	30				
期首特別修繕準備金の金額	31				円
当期益金算入額 (30)	32				
期末特別修繕準備金の金額 (31)-(32)	33				
貸借対照表に計上されている特別修繕準備金	34				
差引 (34)-(33)	35				
当期積立額	36				
貸借対照表の取崩不足額 (30)-((36)-((34)-前期の(34)))	37				
計 (36)+(37)	38				
前期末における差額 (前期の(35))	39				

別表十二(十三) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分